

議案第101号

さいたま市住民基本台帳カードの利用に関する条例の制定について  
さいたま市住民基本台帳カードの利用に関する条例を次のように定める。

平成24年6月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市住民基本台帳カードの利用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)第30条の4第12項の規定に基づき、同条第1項に規定する住民基本台帳カードの利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

自動交付機 本市が設置し、かつ、本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。

民間端末機 民間事業者が設置し、かつ、本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。

(利用目的)

第3条 法第30条の4第12項の条例に規定する目的は、本市の住民基本台帳に記録され、かつ、住民基本台帳カードの交付を受けている者に対し、自動交付機及び民間端末機により次に掲げる証明書等を交付すること(以下「交付サービスの提供」という。)とする。

自己(本市に本籍を有する者に限る。以下この号及び次号において同じ。)又は自己と同一の戸籍に属する者に係る戸籍の全部事項証明書及び戸籍の個人事項証明書

自己又は自己と同一の戸籍に属する者に係る戸籍の附票の写し

自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し

自己に係る印鑑登録証明書

自己の現年度分に係る市民税・県民税納税証明書

自己の現年度分に係る市民税・県民税所得証明書

自己の現年度分に係る市民税・県民税課税証明書

自己の現年度分に係る市民税・県民税非課税証明書

(利用手続等)

第4条 交付サービスの提供を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、規則で定めるところにより、当該申請をした者の住民基本台帳カードに交付サービスの提供に必要な情報を記録するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、交付サービスの提供に必要な情報の記録を受けることができない。

15歳未満の者

成年被後見人

(交付サービスの提供等)

第5条 前条第2項の規定により必要な情報の記録を受けた者は、住民基本台帳カードを利用して交付サービスの提供を受けることができる。

2 前項の規定にかかわらず、さいたま市印鑑条例施行規則(平成13年さいたま市規則第149号)第9条の規定による印鑑登録証明書の発行保護を受けている者は、交付サービスの提供(民間端末機を利用する場合にあっては、第3条第4号に係るものに限る。)を受けることができない。

(関係人に対する質問及び調査)

第6条 市長は、住民基本台帳カードへの情報の記録その他の交付サービスの提供に係る事務に関し必要があると認めるときは、当該職員をして、その事務の确实性を確保するため必要な範囲において関係人に対して質問をし、又は調査することができる。

(個人情報保護)

第7条 市長は、交付サービスの提供に当たって、住民基本台帳カードに記録された

個人情報及び交付サービスの提供に係るシステムにおいて保有する個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。ただし、第5条の規定は、同年11月1日から施行する。